

## 国立大学法人富山大学役職員兼業規則

平成 30 年 3 月 27 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の兼業の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「兼業」とは、報酬の有無に関わらず、役職員が本学の業務以外の業務に従事することをいう。
- (2)「報酬」とは、謝礼、謝金等その名目とは関係なく労務対価として支払われる金銭、物品等をいう。ただし、旅費については除く。
- (3)「営利企業」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社のほか、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）などの法律により設立される法人等で、主として営利企業を営むものをいう。
- (4)「自営兼業」とは、役職員が（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）自己の名義で営利を目的とする事業等を営むことをいう。
- (5)「非営利企業」とは、第 3 号に規定する営利企業以外の、国、地方公共団体、独立行政法人等の公法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、専修学校、各種学校、特定非営利活動法人、法人格を有しない団体等をいう。
- (6)「技術移転事業者」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第 5 条第 2 項に規定する承認計画に係るもの。以下「承認事業」という。）及び大学等技術移転促進法第 12 条第 1 項に規定する認定を受けた事業（以下「大学認定事業」という。）を実施するものをいう。
- (7)「研究成果活用企業」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、兼業を行おうとする役職員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するものをいう。
- (8)「株式会社等監査役等兼業」とは株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の社外取締役又は社外監査役との兼業をいう。
- (9)「役員」とは、取締役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、監事、支配

人その他これらに準ずるもの（発起人及び精算人を含む。）、評議員及び顧問並びに機関又は施設の長等をいう。

(10)「特別な利害関係」とは、国立大学法人富山大学役職員倫理規則第5条に定める者に対して権限行使が可能な関係をいう。

(従事できる兼業の基準)

第3条 兼業は、次の各号のすべてに適合する場合に従事することができる。

- (1) 役職員が兼業に従事しても本学の業務の遂行に支障がない場合
- (2) 役職員と兼業先との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがない場合
- (3) 職務の公正性及び信頼性の確保に支障を生じない場合
- (4) その他本学の信用を傷つけ、本学の不名誉となるおそれがない場合

(兼業の許可)

第4条 役職員が兼業に従事する場合は、事前に学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、役職員が次の各号の一に該当する兼業に従事する場合は、事前に学長へ届出することにより従事することができる。

(1) 営利企業兼業、非営利企業兼業

- ① 公共性が強く法令で学識経験者から意見聴取を行うことが義務付けられている場合
- ② 国際交流関係、学会等学術研究関係、育英奨学関係、産学連携協力関係、学内に活動範囲が限られた法人等の業務
- ③ 教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められる場合
- ④ 学校法人、放送大学学園、法人格を有しない団体、専修学校、各種学校、幼稚園又は法人等の顧問及び評議員
- ⑤ 国立大学法人、公私立学校、専修学校、各種学校、幼稚園又は法人等の非常勤講師（大学等の入学試験の準備を目的として設置されている予備校又はこれに類する塾、講座等の講師を除く。）
- ⑥ 国公立病院、診療所等の非常勤医師、非常勤薬剤師
- ⑦ 大学が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のため契約に基づく実施企業に対する技術指導
- ⑧ 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。）又は研究開発に関する技術指導
- ⑨ 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- ⑩ 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価及び選別に関する業務
- ⑪ 営利企業が行う研修会等の講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる

場合

- ⑫ 営利企業の経営及び法務に関する助言
- ⑬ その他営利企業の営業に直接関与しない職を兼ねる場合及び国，地方公共団体，各種学校，法人等の業務で職責が重大でない職を兼ねる場合

(2) 自営兼業

- ① 不動産又は駐車場の賃貸について，入居者の募集，賃貸料の集金，不動産の維持管理等の管理業務を事業者に委ねる等（親族による管理も含む。）により役職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかな場合
- ② 太陽光発電事業に係る運営管理等の管理業務を事業者に委ねる等（親族による管理も含む。）により役職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかな場合
- ③ 相続，遺贈等により家業を継承した場合等，真にやむを得ないと認められる場合で役職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかな場合

3 前2項の規定にかかわらず，役職員が次の各号の一に該当する小規模自営兼業に従事する場合は，事前の学長の許可及び学長への届出を要しない。

- (1) 農業，牧畜，酪農，果樹栽培，養鶏等を行う場合で，主として自家消費に充てることを目的とする小規模な場合
- (2) 独立家屋の賃貸については，独立家屋の数が5棟未満の場合
- (3) 独立家屋以外の建物の賃貸については，賃貸することができる独立的に区画された一の部分の数が10室未満の場合
- (4) 土地の賃貸については，賃貸契約の件数が10件未満の場合
- (5) 駐車場の賃貸については，駐車台数が10台未満の場合
- (6) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の総額（こちらを併せて行っている場合には，これらの賃貸に係る賃貸料収入の総額）が年額500万円未満の場合
- (7) 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。）の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット未満である場合  
(兼業審査委員会)

第5条 学長は，前条第1項の許可を与えるに当たり，必要に応じて兼業審査委員会に審査を委ねることができる。

2 兼業審査委員会に関する事項は，別に定める。

(兼業の従事時間等)

第6条 兼業は，原則として，労働時間外に従事するものとし，本学の業務に従事する必要のない時間に行うものとする。

(労働時間内に従事できるもの)

第7条 前条の規定にかかわらず，次の各号の一に該当するもので無報酬の場合は，労働時間内に従事することができる。

- (1) 国，地方公共団体の各種委員等（地方公共団体の教育委員会，地方労働委員会等

の執行機関の委員等を除く。)の業務で、特に公益性が高いと認められるもの。

(2) 学長に対して要請があったもので、個人ではなく職位に対するもの。

(兼業の申請)

第8条 役職員は、第4条第1項に規定する事前の許可を得るに当たり、兼業従事許可申請書(別記様式第1号)により申請しなければならない。

2 前項の申請により、学長の許可を得た兼業については、以後、兼業先及び従事する職名に変更の無い限り申請の必要はない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の兼業に従事する場合の申請については、別に定める。

(1) 技術移転事業者の役員

(2) 研究成果活用企業の役員

(3) 株式会社等監査役等

(兼業の届出)

第9条 第4条第2項に規定する学長への届出については、次の各号の一について兼業従事届出書(別記様式第2号、別記様式第3号)により届出しなければならない。

(1) 営利企業兼業、非営利企業兼業(別記様式第2号)

(2) 自営兼業(別記様式第3号)

2 前項第1号の届出については、兼業先からの依頼文書をもって代えることができる。

3 前2項により学長に届け出た兼業については、以後、第1項第1号の兼業については兼業先及び従事する職名に、第1項第2号の兼業についてはその従事する内容に変更の無い限り届出の必要はない。

4 前3項の規定にかかわらず、第1項各号に規定する兼業が次のいずれかに該当する場合、兼業先からの依頼文書を部局長に届け出る。

(1) 1日限りの場合

(2) 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合

(兼業の報告)

第10条 役職員が兼業に従事した場合は、次の各号に掲げる事項について学長に報告しなければならない。

(1) 兼業先及び従事した職名

(2) 兼業従事日

(3) 兼業従事時間帯

(4) 兼業先への移動時間(往路及び復路)

(5) 兼業従事時間の取扱い

2 前項の報告は、当月分について翌月10日までに人事課に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第4条第3項の兼業については報告を要しない。

(兼業の中止, 変更)

第 11 条 学長は, 前条に規定する兼業の報告により第 3 条の基準を満たしていないと判断した場合には, 役職員に兼業の中止又は変更を命ずる。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか, 兼業に関し必要な事項は, 別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は, 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人富山大学に勤務する職員の兼業に関する規則(平成 17 年 10 月 1 日制定)及び国立大学法人富山大学の役員の兼業に関する内規(平成 24 年 1 月 17 日制定)は, 廃止する。
- 3 この規則の施行日の前日において, 既に許可を受けている兼業については, 施行日以後新たにこの規則による許可を要しない。

## 兼業従事許可申請書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(申請者)

所属		職名	
氏名			

以下の兼業に従事したいので申請いたします。

(兼業先及び従事する職名)

兼業先名			
兼業先 所在地			
従事職名		職務内容	

(従事兼業の態様)

従事期間	期間の 定め無	期間の定め有 年 月 日～ 年 月 日
勤務時間	回/年月週, 1回 時間	

(報酬の有無)

報酬の有無	有 ・ 無
-------	-------

(兼業従事のための移動)

移動方法	自家用車・公共交通機関・その他
移動時間	片道 約 時間

上記の兼業を許可する。

年 月 日

国立大学法人富山大学長

印

## 兼業従事届出書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(届出者)

所属		職名	
氏名			

以下の兼業に従事しますので届出いたします。

(兼業先及び従事する職名)

兼業先名			
兼業先 所在地			
従事職名		職務内容	

(従事兼業の態様)

従事期間	期間の 定め無	期間の定め有 年 月 日～ 年 月 日
勤務時間	回/年月週, 1回 時間	

(報酬の有無)

報酬の有無	有 ・ 無
-------	-------

(兼業従事のための移動)

移動方法	自家用車・公共交通機関・その他
移動時間	片道 約 時間

## 兼業従事届出書（自営）

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

（届出者）

所属		職名	
氏名			

以下の自営兼業に従事しますので届出いたします。

（自営の種類）

自営の種類	
-------	--

（自営の規模）

自営の規模	
-------	--

（従事の内容）

従事する内容	
--------	--

(自営兼業従事届出書の添付書類)

- 不動産又は駐車場等賃貸関係の届出を行う場合
  - (1) 不動産登記簿謄本, 不動産の図面等賃貸する不動産の状況を明らかにする資料
  - (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入を明らかにする資料
  - (3) 不動産管理会社等に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の管理方法を明らかにする資料
  - (4) その他参考となる資料
  
- 太陽光発電事業関係の届出を行う場合
  - (1) 設置する太陽光発電設備の定格出力が確認できる資料
  - (2) 太陽光発電事業の運営及び設備の維持管理を事業者等に委ねていることを証明できる資料
  - (3) その他参考となる資料
  
- 前記以外の事業関係の届出を行う場合
  - (1) 役職員が当該事業を継承したことを明らかにする資料
  - (2) 役職員の本学の職務の遂行に支障がないことを明らかにする資料
  - (3) その他参考となる資料